

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦及び夫の両親）について、家族間に別離が生じたことを考慮して、平成23年3月から平成30年3月まで世帯全体として月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償されたほか、平成30年12月に申立人妻が自宅に帰還した際の引越費用、令和元年5月から令和2年7月までの間に動物被害対策としてビニールハウスに網を張った際の費用（2回分）の5割相当額等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙のとおりの損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、別紙記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、合計金4,177,386円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人ら及び被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年12月15日

(仲介委員 大島 やよい)

令和〇年(東)第〇号

別紙

損害項目	内訳	期間	金額
避難費用	避難交通費	平成 26 年 3 月 1 日から平成 30 年 12 月 7 日まで	485,756
避難費用	地代・駐車場代	平成 26 年 3 月 19 日から平成 30 年 3 月末日まで	415,000
生活費増加費用	水道代・電気代	平成 23 年 4 月 30 日から平成 30 年 3 月末日まで	576,435
生活費増加費用	新聞代	平成 23 年 4 月 30 日から平成 30 年 3 月末日まで	56,395
営業損害	追加的費用	令和元年 5 月 1 日から令和 2 年 7 月末日まで	10,000
精神的損害	日常生活障害 慰謝料増額分	平成 23 年 3 月 11 日から平成 30 年 3 月末日まで	2,550,000
生命身体的損害	申立人X1	平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 9 月 24 日まで	83,800
和解金			4,177,386